平成２２年（フ）第６４号
埼玉県ふじみ野市苗間340番地13
債務者　永野　洋輔
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８７号
埼玉県所沢市西所沢２丁目３番６号　グレードハイツＡ―202
債務者　朝倉惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９１号
埼玉県坂戸市末広町12番地１―103
債務者　鈴木　定夫
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７号
新潟市西区寺尾東１丁目７番27号　フェストⅠ―Ｃ―202
債務者　八木野　恵
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７号
新潟市中央区女池６丁目９番14号　コーポ加島101号室、住民票上の住所新潟県燕市殿島１丁目13番12号
債務者　曽我奈保美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
新潟市東区中木戸80番地１　サンハイツ101号
債務者　片桐加代子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
岐阜県多治見市笠原町3709番地の１
債務者　水野　真二
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４９号
静岡県駿東郡清水町徳倉1637番地の１　コーポ日の出Ａ101
債務者　壽松木眞澄美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
京都府舞鶴市字公文名513番地１―Ａ204号
債務者　日野　慶司（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第７４４０号
大阪市平野区長吉出戸４丁目３番26―506号
債務者　仲村　義重
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１４号
大阪府豊中市長興寺北３丁目10番12―101号
債務者　安田　秀之
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０４８号
大阪府門真市本町26―３　尾崎方、外国人登録原票上の住所大阪市西成区花園南２丁目８番28―407号
債務者　岡山裕紀子こと　オカヤマ・ビーナス・ブイ
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目２番32号
債務者　岡田　寛菜
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３号
大阪府枚方市渚本町５番９―18号
債務者　平山　真嗣
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７２号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目16番12―502号
債務者　市村　俊也
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６号
大阪府寝屋川市国松町41番29号
債務者　渡部　正文
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２０号
大阪市平野区瓜破西１丁目３番35―704号
債務者　浅田美樹子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部